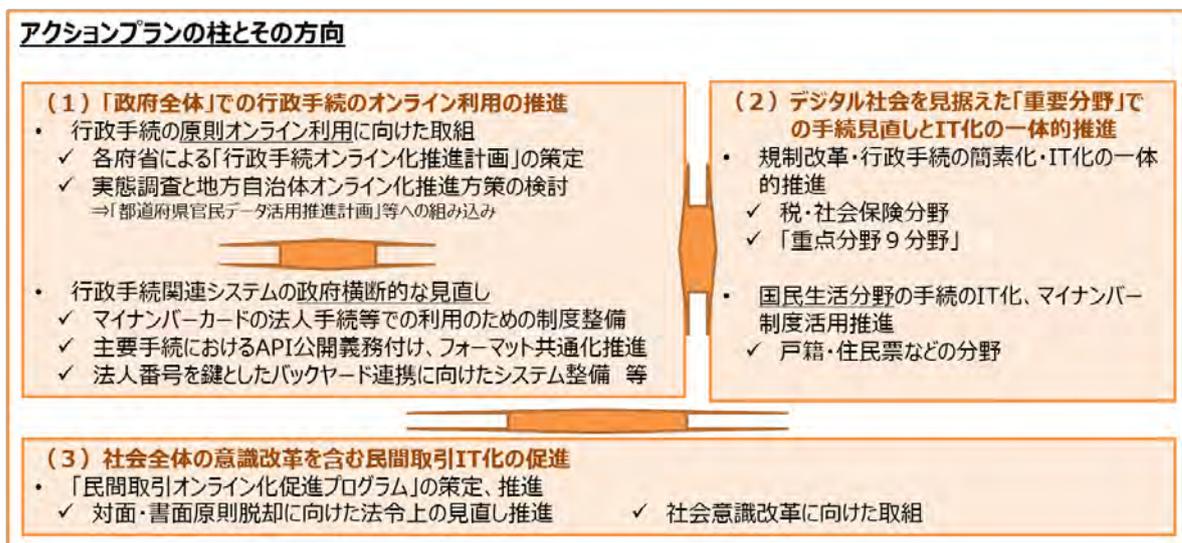


4. アクションプランの方向と個別項目

- ・ このような中、社会全体の行政手続・民間取引のIT化を推進する観点から、以下の3つの柱にしたがって、取り組むものとする。
 - (1) 「政府全体」での 行政手続のオンライン利用の推進
 - (2) デジタル社会を見据えた「重要分野」における行政手続の見直しとIT化の 一体的推進
 - (3) 社会全体の意識改革を含む 民間取引オンライン利用の促進

【 図表 9 】 アクションプランの柱とその方向



(1) 「政府全体」での行政手続のオンライン利用の推進

① 行政手続の 原則オンライン利用 に向けた取組

- ・ 官民データ活用推進基本法第10条第1項を踏まえ、国と地方の施策との整合性の確保に配慮しつつ、行政手続の「原則オンライン利用」の推進に向けた取組を推進する。
- ・ その際、過去の反省、全数調査の結果等を踏まえ、単に事業者・国民と行政の接点のオンライン化のみを推進するのではなく、費用対効果を踏まえた戦略的取組、利用者の利便性向上の観点を踏まえつつ、上記3原則をもとにマイナンバー制度の活用などに積極的に取り組む。

A) 【官－民等】「行政手続オンライン化推進計画（仮称）」の策定

- ・ 現行の行政手続のオンライン利用に関するプログラムは、過去の経緯により、既にオンライン実施中のうちの年間手続件数の多い「改善促進手続」（57手続）を対象にした「改善取組計画」と、法令上オンライン化が不可の案件のうちの「検討対象手続」を対象にした「見直し計画」のみとなっている。

- ・ 官民データ活用推進基本法に規定されている「原則オンライン利用」の趣旨を踏まえると、今後は全ての行政手続を対象に、デジタル化に向けた検討を進めることが必要である。
- ・ このため、法令上オンライン可能であるものの未オンライン化の手続も含めて、一部例外を除き、原則オンライン利用を推進することとし、具体的には規制改革推進会議等の議論も踏まえつつ、優先度の高い手続から順次取り組むべく、各省庁による計画（「行政手続オンライン化推進計画（仮称）」）の策定を促す。この際、内閣官房 IT 総合戦略室や総務省は、全体最適を図る観点から、各省庁が策定する計画について、適宜、全体方針の策定や助言等を行うこととする。

【 図表 10 】 (官・民等) 行政手続のオンライン化に向けた現行プログラムと今後の取組の方向性



＜「行政手続オンライン化推進計画（仮称）」策定に向けた取組：イメージ＞

【全数調査を踏まえた対応、改善取組計画の評価】

- ・ 各省庁は、自らの法令に係る行政手続について、毎年、全数調査等を行い、進捗を確認した上で、それぞれに係るオンライン化や利便性向上を推進する。
 - 全数調査にあたっては、総務省の行う行政手続オンライン化法第 10 条調査と連携して行う。
 - 既にオンライン利用可能な手続に関しては、更に利便性・利用率向上に向け、更なる取組を推進する。（現行「改善取組計画」の在り方について、評価を行い、今後必要に応じて見直し。）

【原則オンライン利用の推進】

- ・ 特に、オンライン化されていない手続に関しては、適用除外に係るもの、費用対効果の低いものを除き、原則としてオンライン化を行う。（必要に応じて、法令の改正。）オンライン化しない手続については、その理由を明確化し、公開する。
 - 適用除外：「原本性を要する」、「出頭又は対面を要する」ものであるが、近年の IT 基盤の発展（公的個人認証等）を踏まえて、再度適用可能かにつき再考する。
 - 費用対効果の低いもの：過去のシステム停止の経緯等を踏まえつつも、再度評価・検討を行う。その際、クラウド等新たな技術の活用の可能性も考慮する。

【優先的な取組の推進】

- ・ 上記を踏まえて、各省庁は、当面優先的にオンライン利用を推進する分野、手続等を明確にした「行政手続オンライン化推進計画（仮称）」を策定する。
 - 優先分野としては、規制改革推進会議行政手続部会等が定める重点分野等を踏まえつつ、各省庁が設定する。
 - 一つ一つの手続だけではなく、全体のプロセスを俯瞰し、一連の手続全てがサービスとしてデジタル化できるように取り組む。

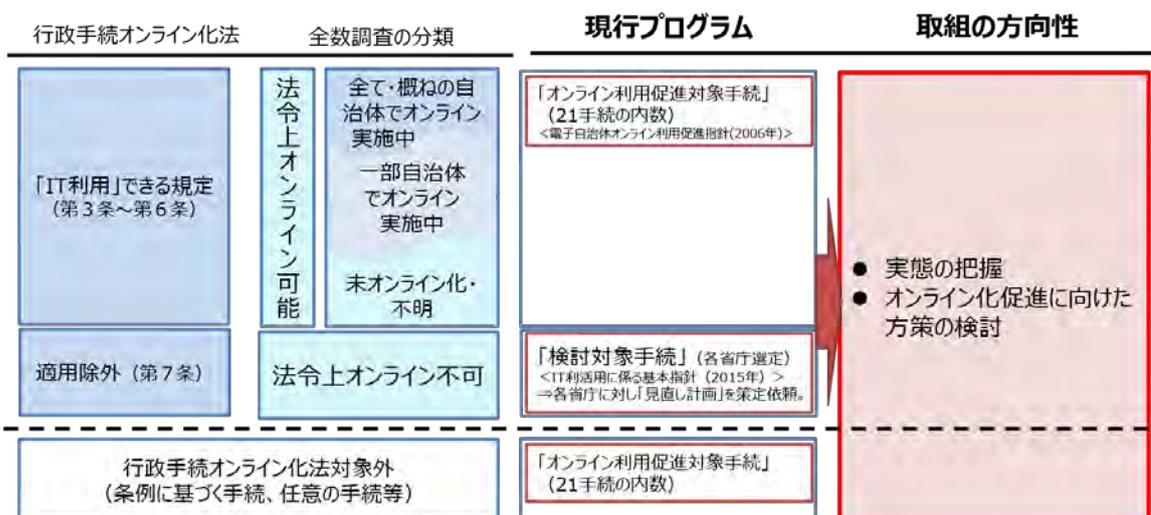
B) 【地方一民等】地方自治体の実態調査とオンライン化促進方策の検討

- ・ 現行の地方自治体の行政手続のオンライン利用に関するプログラムは、2006年に総務省が策定した「電子自治体オンライン利用促進指針」に定められた「オンライン利用促進対象手続」³¹に係る利用促進策と、検討対象手続を対象にした「見直し計画」のみとなっている。

³¹ 主に住民向けの 10 の手続（図書館の図書貸出予約等、文化・スポーツ施設等の利用予約、粗大ごみ収集の申込など）と主に事業者向けの 11 の手続（地方税申告手続（eLTAX）、入札参加資格審査申請等、道路占用許可申請等 など）

- ・ 地方自治体の行政手続については、実態の全体像が必ずしも十分に把握されていないことから、今後の取組としてはまずは実態の把握を行う。その上で、2017年度中を目途に、地方自治体の行政手続のオンライン利用促進に向けた方策を検討する。

【図表11】(地方民等)行政手続のオンライン利用の推進に向けた現行プログラムと今後の取組の方向性



＜行政手続のオンライン利用に向けた取組(地方-民等)：イメージ＞

【実態把握】

- ・ 地方自治体の行政手続の全体像を把握する観点から、一部の地方自治体(先行団体)の調査、及び、重点分野を中心にした各省庁を通じた全数調査を実施する。
 - 一部の先行する地方自治体(都道府県、市町村)の協力を得て、法令に基づく手続、自治体独自の手続の全体像、及びそれらに係るオンライン化の状況について事例調査を行う。
 - 全数調査により、法令に基づく地方-民等の手続について、各省庁を通じて、特に件数が多いと思われる手続を中心に、実態を調査する。

【地方自治体の行政手続のオンライン利用促進に向けた方策の検討】

- ・ 上記実態を踏まえ、地方自治体が優先的にオンライン化に取り組むべき手続とその方向などについて、地方公共団体の規模や特性を踏まえつつ、2017年度中を目途に検討する。検討結果を踏まえて、各都道府県等は、「都道府県官民データ活用推進計画」等に、行政手続のオンライン利用促進に向けた計画を組み込むことが期待される。

② 行政手続関連システムの政府横断的な見直し

- ・ 上記①の各省庁、各地方自治体における原則オンライン利用に向けた取組の推進に加え、マイナンバー制度を活用することにより、全体のアーキテクチャーを見据えつつ、政府横断的にオンライン手続に係るシステムを抜本的に見直すべく、検討・制度見直しを行うことが必要である。
- ・ 具体的には、以下のような政府横断的な検討課題の中で各省庁、地方自治体のシステム整備に係る項目については、上記①の取組と併せて取組を促すとともに、システム間連携の在り方など政府横断的に検討する必要がある項目については、具体的にアクションプランに明記し、推進する。

<行政手続関連システムの政府横断的な見直しに係る検討課題>

【「デジタルファースト原則」関連】

- ・ 法人関連のオンライン手続における法人番号の記載の義務付けと法人番号による管理推進
- ・ 法人関連のオンライン手続におけるマイナンバーカードの活用の推進（マイナンバーカードを活用した属性認証のための制度の整備）
- ・ オンライン手続にあたっての本人確認方法の合理化に向けた検討（上記を含む）
- ・ オンライン手続におけるインセンティブ付与 など

【「コネクテッド・ワンストップ原則」関連】

- ・ 主要手続のAPI 公開の義務付け・開発者向けサイト公開等の検討、民間サービスにおけるマイナンバーカード・法人番号による認証
- ・ 各種行政手続に係る書式規定の見直し（データ項目化）
- ・ 申請者等が手続の進捗状況が把握できる仕組みの試験導入
- ・ ワンストップ化に向けた分野の選定とアーキテクチャーの検討 など

【「ワンスオンリー原則」関連】

- ・ マイナンバー制度を活用したバックヤード連携に向けたシステム構築の検討（アーキテクチャーの検討と、情報連携を妨げる制度の洗い出し/見直し）
- ・ 法人関連のオンライン手続における法人インフォメーション等を活用したバックヤード連携システムの実現
- ・ プレプリントのためのシステム設計と試験導入 など

(2) デジタル社会を見据えた「重要分野」での手続見直しと IT 化の一体的推進

- ・ 事業者・国民のニーズの高い分野の行政手続について、規制改革推進会議等での議論や全数調査の結果を踏まえつつ、そもそもの規制の在り方も含めた、デジタル社会に向けた行政手続の見直しを重点的に推進する。
- ・ まず、規制改革推進会議「行政手続部会取りまとめ ～行政手続コストの削減に向けて～」に記載された「重点分野」³²などについては、前述の「(1) ①行政手続の原則オンライン利用に向けた取組」の一部として位置づけ、事務局間での連携を進めつつ取り組む。なお、前述の「(1) ②行政手続システムの政府横断的な見直し」にあたっては、本重要分野を踏まえつつ、推進する。
- ・ それに加え、年間手続件数が多いなど特に重要と判断される分野であって、政府方針としてオンライン化が推進されている個別項目、前アクションプランに記載されている分野であって今後とも更なるオンライン化に向けた取組が期待される個別項目については、具体的にアクションプランに明記し、推進する。

<デジタル社会を見据えた「重要分野」での行政手続の見直しに係る検討課題>

- ・ 規制改革推進会議「重点分野」等
 - 「重点分野9分野」における規制・行政手続コストの削減 など
(前述の「行政手続オンライン化推進計画(仮称)」との連携による取組)
- ・ その他の重要な個別分野・項目
 - 住民税の特別徴収税額通知の電子化等
 - 社会保険・労働保険関連の電子的申請の推進
 - 在留資格に関する手続のオンライン化
 - 自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実 など
- ・ 情報連携を推進する重要分野(ワンスオンリー)
 - 各種手続における登記事項証明書の添付の省略化
 - 各種手続における住民票や戸籍の添付の省略化 など

(3) 社会全体の意識改革を含む民間取引 IT 化の促進

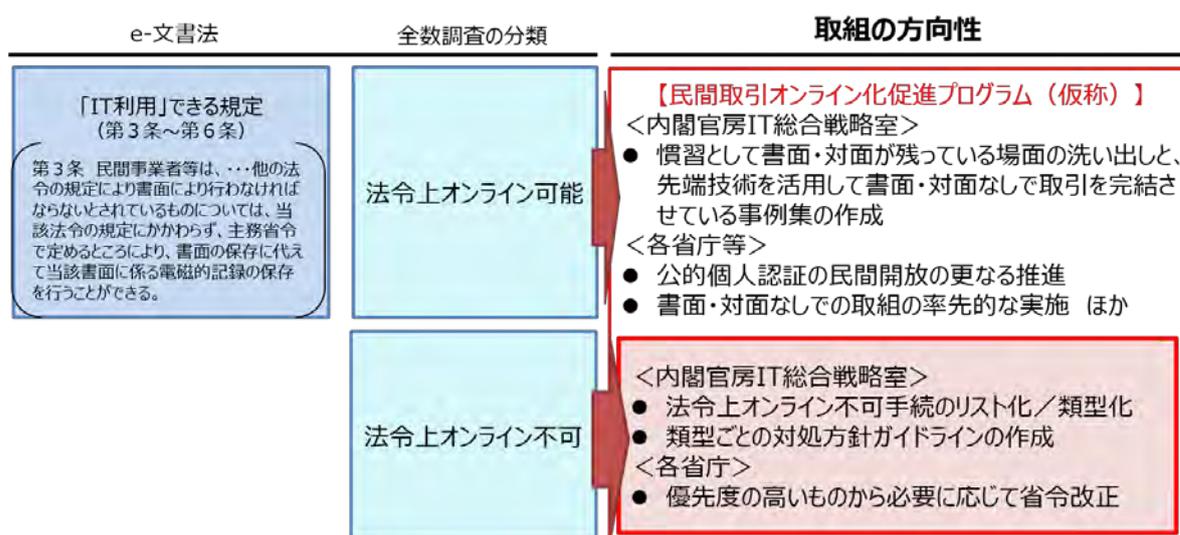
- ・ 社会全体のデジタル化を推進するためには、上記(1)、(2)に記載した行政手続 IT 化の推進に加え、民間取引に係る IT 化を促進することが必要。
- ・ そのため、対面・書面原則からの脱却に向け、法令上オンライン不可案件に関し、全数調査の結果を踏まえた必要な法令の見直しを推進する。また、前アクションプランに記

³² ①営業の許可・認可に係る手続、②社会保険に関する手続、③国税、④地方税、⑤補助金の手続、⑥調査・統計に対する協力、⑦従業員の労務管理に関する手続、⑧商業登記等、⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行の9分野

載されている分野であって今後とも更なるオンライン化に向けた取組が期待される個別項目については、具体的にアクションプランに明記し、推進する。

- ・ さらに、法令上オンライン利用が可能な取引であっても、法令解釈や慣習その他によりIT化が進んでいない場面も少なからず存在すると考えられることから、これらに係る社会意識改革に向けた取組を加えた上で、官民連携により「民間取引オンライン化促進プログラム（仮称）」として策定・推進する。（官民データ活用推進基本法第10条第2項に係る措置）

【 図表 12 】 民間取引オンライン利用の推進に向けた取組の方向性



＜「民間取引オンライン化促進プログラム（仮称）」＞

<p>① 対面・書面原則脱却に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間取引に係る対面原則・書面原則からの脱却に向けた必要な法令の見直しの推進（法令上オンライン不可手続のリスト化／類型化、類型ごとの対処方針ガイドラインの作成など） <p align="center">＜現状の類型化とその対応の方向（イメージ：書面原則関連）＞</p>	
類 型	対 応 の 方 向
国際法上、緊急時などに即座に参照できるように航空機や船舶に書面での備え付けが求められているもの	国際的なデジタル化の動きを踏まえて対応を検討。
証明書や認可書等を書面での提示が求められているもの	タブレットその他の方法で対応できるか否か事例を検討。
消費者保護等の観点から、書類の交付義務付けが求められているもの	多くは、対面手続とセットであることから、例えば対面手続の必要性やオンライン化方策（テレビ電話など）とセットで対応を検討。
その他の事業報告書などの保存義務が定められているもの	書類の真正性の確保を明確化した上で、原則緩和の方向で検討。
<p>② 社会意識改革に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 慣習として書面・対面が残っている場面の洗い出しと、先端技術を活用して書面・対面なしで取引を完結させている事例集の作成 ・ 公的個人認証の民間開放の更なる推進、公的個人認証等による押印及び署名・捺印の代替に向けた推進策の検討（電子委任状の普及の促進など） ・ 行政による書面・対面なしでの取組の率直的な実施 など 	

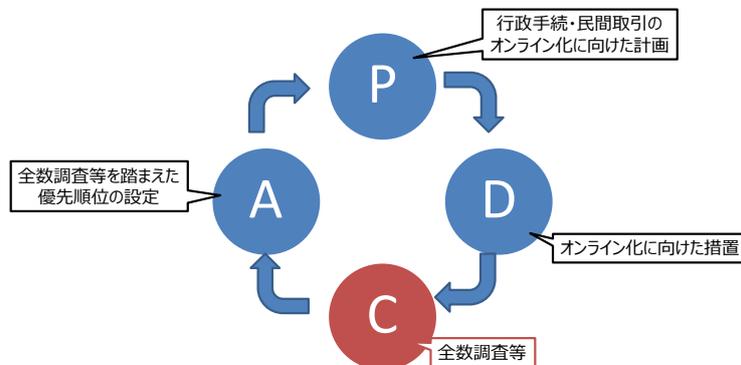
（４）アクションプランの個別項目

- ・ 上記（１）～（３）の柱を踏まえつつ、規制制度改革との連携による行政手続・民間取引 IT 化に係るアクションプランの個別項目を別添のとおり定める。
- ・ アクションプラン別紙の本個別項目については、当面記述内容を踏まえて取組を進めるとともに、「デジタル・ガバメント推進方針」に基づいて 2017 年内に策定される政府全体の「実行計画」において、更に具体化した上で記載し、推進するものとする。

5. 今後の進め方

- ・ アクションプラン策定後、概ね1年以内を目途に、各種計画の策定を含め、スケジュールを明確にしつつ、取組を集中的に推進する。特に、アクションプランのうちの以下の項目に関する具体的な進め方を、概ね夏までに決定し、各省庁での取組を戦略的、計画的に推進するものとする³³。
 - 行政手続オンライン化推進計画（仮称）
 - 地方自治体のオンライン化促進に向けた方策
 - 民間取引オンライン化促進プログラム（仮称）
- ・ これらの取組は、行政手続・民間取引 IT 化推進の観点から、電子政府政策全体の見直しの中で先行的に取り組むものであり、「デジタル・ガバメント推進方針」に基づいて2017年内に策定する政府全体の「実行計画」に統合していくこととする。また、各省庁への計画策定にあたっては、規制改革推進会議が策定依頼を行う「行政手続コスト削減のための基本計画」とも連携して取り組むよう、事務局間で調整を行うものとする。
- ・ その際、これらの取組の推進にあたっては、実態を踏まえた計画等の策定を推進する。具体的には、内閣官房 IT 総合戦略室は、調査自体の効率性も念頭に置きつつ（総務省の行う10条調査とも連携）、適宜内容を見直した上で、2017年夏頃から、上記取組の一環として「全数調査」を再度実施し、各省庁における実態を踏まえた計画策定を推進するとともに、また、翌年以降も、全数調査を通じてその進捗状況のフォローアップを行うなど、全数調査をPDCAサイクルの一部として推進する。
- ・ なお、電子行政に関連する他の取組とも連携し、政府CIOを中心とした横断的な体制を強化し、政府一体となって取組を進めるものとし、また、これらの取組の進捗状況については、IT総合戦略本部として、定期的にフォローアップを行うものとする。

【 図表 13 】 【 取組推進のための全数調査の継続的实施 】



³³ これらの計画、プログラムの推進を前提に、IT 活用に基本方針に記載した「法令上不可手続に係る検討対象手続の設定と見直し計画の策定」に係る部分については、廃止するものとする。

規制制度改革との連携による行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン <個別項目>

1. 横断的な取組に係る項目

<横断的な計画・プログラムの策定>

	項目名	現状と課題	対処方針
1	「行政手続オンライン化推進計画（仮称）」の策定 （IT室、総務省、各省庁）	<p>現在、各省庁の行政手続のオンライン利用を促進するプログラムは、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善促進方針」（2014年CIO連絡会議）に基づく取組（「改善促進手続」57手続）が中心。</p> <p>官民データ活用推進基本法に規定されている「原則オンライン利用」の趣旨を踏まえつつ、年間手続件数が多いなど特に重要と判断される分野を対象に、業務プロセス改革（BPR）を含め、デジタル化に向けた検討を進めることが必要である。</p>	<p>IT室及び総務省は、全数調査（オンライン化法第10条調査を含む）の実施と併せて、各府省が推進計画を策定するにあたっての具体的な進め方を策定する。当該「進め方」においては、各府省に対して例外を除き、2020年までを集中期間としつつ5年以内に原則オンライン化を進めることを求めるとともに、規制改革推進会議の「行政手続コスト削減のための基本計画」との連携の在り方等も含め重点分野の進め方についても記載、また、マイナンバー制度の活用ほか、各府省がオンライン化を進めるに当たって共通的に取り組むべき事項について記載する。</p> <p>各省庁は、当該「進め方」に基づき、所管する法令等に基づく行政手続について、毎年、オンライン利用に関する実態把握（全数調査）を行い、それに基づき、各府省「行政手続オンライン化推進計画（仮称）」を2018年上半期までに策定する。IT室及び総務省は、各省庁が策定した計画をとりまとめ、公表する。</p>
2	地方自治体の行政手続のオンライン利用促進に向けた方策 （IT室、総務省、各省庁）	<p>現在、地方自治体の行政手続のオンライン利用を促進するプログラムは、「電子自治体オンライン利用促進指針」（2006年総務省）に基づく取組が中心。</p> <p>また、過去に行われた全数調査においても、地方自治体の行政手続の実態が必ずしも十分に把握されていない。</p> <p>官民データ活用推進基本法に規定されている「原則オンライン利用」の趣旨を踏まえつつ、年間手続件数が多いなど特に重要と判断される分野を対象に、業務プロセス改革（BPR）を含め、デジタル化に向けた検討を進めることが必要である。</p>	<p>IT室は、全数調査の実施を各府省に依頼し、総務省は、オンライン化法第11条に基づく調査の実施を地方自治体に依頼する。また、本年秋までに先行自治体へのヒアリングを実施し、地方自治体が行う手続のうち重要と考えられる手続を特定する。</p> <p>各省庁は、全数調査の結果を踏まえつつ、上記によって特定された重要と考えられる手続について、地方自治体の協力を得つつ、実態把握を行う。IT室は、これらの実態把握の結果をとりまとめ、公表する。</p> <p>IT室及び総務省は、上記の実態把握の結果を踏まえつつ、2018年3月までを目途にオンライン利用促進に向けた方策をとりまとめる。また、この方策と各都道府県等が策定する「都道府県官民データ活用推進計画」等と整合が図られるよう、必要な対応を行う。</p>

3	「民間取引オンライン化促進プログラム（仮称）」の策定 （IT室、各省庁）	民間取引において、書面・対面を規定する法令等が存在するとともに、法令上オンライン利用が可能な取引であっても、押印などの社会慣習その他によりIT化が進んでいない場面も少なからず存在すると考えられる。 このような状況の中、官民データ活用推進基本法に規定されている「オンライン化促進」に向けた国の政策をプログラム化する必要がある。	IT室は、これまでの全数調査の結果等を踏まえつつ、法令上オンライン利用が不可となっている民間取引を類型化し、類型ごとのガイドラインを本年秋までに作成する。 各省庁は、このガイドラインを参考にしつつ、必要な法令等の見直しに係る計画を2018年3月までに策定する。 IT室は、関係省庁と連携し、先端技術を活用して書面・対面なしで取引を完結させている事例集や行政において率先的に取り組むべき事項等を含む「民間取引オンライン化促進プログラム（仮称）」を2018年3月までを目途に作成する。
---	-----------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<横断的な制度・システムの導入>

	項目名	現状と課題	対処方針
4	各種手続における登記事項証明書の添付の省略化 （IT室、総務省、法務省、国税庁、厚生労働省）	「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（2016年10月CIO連絡会議決定）において、登記事項証明書添付省略に向けた方策を決定。 今後、これらの実現に向けて、具体的な手順・工程表を作成するとともに、政府全体のバックヤード連携推進の観点から、更なる取組の可能性についても検討することが求められている。	IT室、総務省、法務省、国税庁、厚生労働省は、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」を踏まえた取組を着実に推進する。 また、法務省は、登記情報システムの更改に合わせて、不動産登記に関しても行政機関間の情報連携を可能とするよう取り組む。 あわせて、法人設立時以外の場面での情報連携や不動産登記に係る情報連携を進める観点から、IT室は、関係府省の協力を得つつ、全数調査を通じて、登記事項証明書の添付省略に向けた検討を行うべき手続を特定する。その上で、関係省庁は2018年上半年までに添付省略化に向けた具体的な計画を明確化する。
5	各種手続における住民票や戸籍の添付の省略化 （IT室、各省庁、総務省、法務省）	2017年3月に開催されたIT総合戦略本部において、内閣総理大臣から「官民全体で約1000億円超のコストとなっている住民票や戸籍の写しの提出を原則不要とすること」との指示があったことを踏まえ、今後の具体的な取組の方向・工程表を明確化する必要がある。	IT室は、全数調査を通じて、住民票や戸籍の添付省略に向けた検討を行うべき手続を特定する。その上で、関係省庁は2018年上半年までに添付省略化に向けた具体的な計画を明確化する。 また、添付の省略化を進める際には、相応の代替手段が必要となると考えられることから、たとえば総務省は、マイナンバーカードの普及促進等に取り組む。法務省は、2019年通常国会の法案提出に向けてマイナンバー制度の戸籍事務での利活用に向け検討を進め、必要な法制上の措置等を講ずる。
6	法人インフォメーション等を活用した行政機関間のバックオフィス連携の推進	経済産業省は、2017年度早期に運用を開始する予定であるベンチャー支援プラットフォームにおいて、法人インフォメーションなどのデータを活用したワンスオンリーの実現を	IT室、総務省、経済産業省は、今後、行政機関全体でのワンスオンリーを実現すべく、既存の省庁横断的な情報連携システム（情報提供ネットワークシステム等）、フロント面でのAPI開放により整備されるワンストップシステムの今後の方向を考慮しつ

	<p>(IT室、総務省、経済産業省)</p>	<p>目指している。その中で、行政の入札契約業務において請求書等の紙による業務が介在し、十分な情報連携が出来ていないといった課題も存在している。</p> <p>今後、このような課題を着実に解決しつつ、法人インフォメーション等の活用を念頭におき、政府全体のバックオフィス連携を進めていく必要がある。</p>	<p>つ、法人インフォメーション等の活用を中心とした今後のアーキテクチャーの方向とその実現に向けたロードマップを2018年上半期までにまとめる。</p> <p>その際、情報連携の円滑化を図るため、紙による業務を見直すべく会計検査院等の関係機関とも連携し検討を進める。また、「行政手続コスト削減のための基本計画」の策定対象分野など重点的に取組む分野と情報連携すべき情報を念頭におきつつ、ロードマップを策定する。</p>
7	<p>公的個人認証のさらなる利用拡大やオンラインでの行政手続・民間取引における本人確認方法の合理化 (IT室、総務省、経済産業省)</p>	<p>公的個人認証サービスについては、民間利用が進展し、その電子証明書を読み取れるスマートフォンが公表されつつあるとともに、法人の代表者から委任を受けた者が自己のマイナンバーカードを用いて電子的に法人の手続を行えるよう、法律案が第193回国会に提出されている。</p> <p>さらに同一のIDで複数のサービスが受けられる仕組み(ID連携トラストフレームワーク)の導入に向け、基準案の作成などを行われている。</p> <p>このような中、オンラインでの様々な手続・取引において、合理的な本人確認が行われるよう、上記の取組をより普及展開していく必要がある。</p>	<p>IT室、総務省、経済産業省は、行政手続及び民間取引のIT化の前提となる本人確認に関して、セキュリティに配慮しつつもその合理化・簡便化を図るべく、電子委任状の普及促進などによるマイナンバーカードの利活用拡大、ID連携トラストフレームワークの進展等を踏まえた今後の行政手続・民間取引に係る本人確認手続の在り方と、その社会実装化に向けた方策を、2018年上半期までにまとめる。</p>

2. 個別分野に係る項目

<行政手続のIT化に係る項目>※(2) 関連

	項目名	現状と課題	対応方針
8	住民税の特別徴収税額通知の電子化等 (総務省)	市区町村から事業者に対して送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、2016年度から、電子署名付きの電子データ(正本)の送付が可能となったものの、対応市区町村数が少数にとどまっている。 また、特別徴収税額通知(納税義務者用)については、電子交付ができない	〈特別徴収義務者(事業者)への交付〉 総務省は、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。 〈納税義務者(従業員)への交付〉 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。 ※最終的には規制改革推進会議における答申を踏まえた閣議決定(仮称)と整合性を図る。
9	社会保険・労働保険関連の電子的申請の推進 (厚生労働省)	企業が反復的・継続的に利用する社会保険・労働保険関係の手続において、オンライン申請の利用率は9.6%(2015年度)にとどまっている。 事業者の負担を軽減するためにも、オンライン申請利用率を大幅に改善させるとともに、手続・申請事項の削減・統合などを行った上で、オンライン申請の活用によるワンストップ化・ワンズオンリー化を軸とした手続の見直しを図る必要がある。	〈オンライン申請利用率の大幅な改善〉 厚生労働省は、一定規模以上の事業所が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化を始め、オンライン申請の利用率の大幅な向上に向けて、2020年度までに電子化を徹底するための工程表を2017年上期までに策定し、実施する。 また、社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、組織を挙げた利用勧奨を2017年以降継続的に行う。 併せて、業務フローを可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、2017年度中に結論を得た上で、標準処理時間を設定する。 〈オンライン申請の活用による手続の見直し〉 厚生年金保険・健康保険・労働保険それぞれの法律に基づきそれぞれの様式でそれぞれの窓口への届出を求めている状況を改め、「同じ情報は一度だけしか求めない」ようにするための方策を検討し2017年度中に結論を得て、実施する。 また、ソフトウェアベンダーとの協議頻度を上げて、外部連携APIによる申請を普及促進し、ユーザビリティを向上させるための施策を2017年度中に実施する。

			<p>さらに、企業が従業員を代理し又は同意を得ていることを証するために付している従業員本人の押印・署名を省略することについて検討し、2017年度中に結論を得た上で措置する。</p> <p>加えて、健康保険組合における事業者の利便性を改善する方策について検討し、2017年度中に結論を得る。</p> <p>※最終的には規制改革推進会議における答申を踏まえた閣議決定（仮称）と整合性を図る。</p>
10	自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実 （警察庁、総務省、財務省、国土交通省）	<p>自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）については、オンライン化できる手続が、2017年度から、中古車売買、継続検査（車検）、住所変更等にも拡充されたところ。</p> <p>しかしながら、一部の地域における環境整備が遅れており、現時点では導入地域が限定されている。</p> <p>また、OSSの利用者たる民間事業者の間でOSSの効果についての理解が進んでいない等の理由により、OSSの普及が必ずしも進まない恐れがある。</p> <p>さらに、軽自動車等への対象車種の拡大や、輸出手続等への対象手続の拡大は今後の課題となっている。</p>	<p>国土交通省、警察庁、総務省は、OSSの効果等をより具体的に示し、環境整備が進まない地域や民間事業者に対し、導入・利用が進むよう継続的に働きかけを行っていく。また、OSS利用状況を踏まえつつ、普及の阻害要因が判明した場合は、その解決に向けた検討・取り組みを行う。さらに、国土交通省は、総務省、財務省とも連携しつつ、軽自動車等への対象車種拡大や輸出手続等の対象手続拡大について、所要の制度やシステムの構築が進むよう検討を行い、必要に応じて措置を講じる。以上の内容を含めた一連の取組について、具体的な取組内容やスケジュールを2018年上半年期までにとりまとめる。</p>
11	在留資格に関する手続のオンライン化 （法務省）	<p>対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しWGの緊急報告（2016年12月）において、法務省は、「在留資格に関する手続のオンライン化を平成30年度より開始すべく、平成29年前半を目途に対象とする手続の範囲等オンライン手続の全体像やシステムの詳細等を検討した上で、所要の準備を進める。」とされたところ。</p>	<p>法務省は、在留資格に関する手続のオンライン化を2018年度より開始すべく、2017年前半を目途に対象とする手続の範囲、オンライン手続の全体像やシステムの詳細等を検討したうえで、所要の準備を進める。また、オンライン申請案件の進捗状況をオンラインで確認できる仕組みの導入についても検討する。</p>

<民間取引を含む社会全体のIT化に係る項目>※(3) 関連

	項目名	現状と課題	対処方針
12	株主総会プロセスの電子化 (金融庁、法務省、経済産業省)	株式会社が株主に対して提供する事業報告等の記載事項の中で、ウェブによる開示対象事項が拡大された。しかしながら、依然として一部の情報は書面での提供が原則となっている。 こうした中、法務省では、2017年2月から法制審議会において株主総会に関する手続の合理化について議論を開始したところ。 議決権行使の電子化については、その普及の在り方が課題となっている。	法務省は、株主総会の招集通知の添付書類に関し、株主の個別承諾なしで電子提供できる制度について、事業者に要する手続コストの削減の観点等を踏まえつつ検討を行い、2018年度中を目途に法制審議会の答申を得る。 法務省による、これらの検討のスケジュールや進捗状況等を踏まえつつ、経済産業省、金融庁は、議決権の電子行使について、上場会社や機関投資家による議決権電子行使プラットフォームの参加・利用拡大が進むよう関係者間で検討を行うよう促す。 さらに、個人株主が招集通知等の情報受取や議決権の電子行使を行いやすいシステム環境の整備に向けて、関係者・関係団体等に検討を促す。 以上により、株主総会プロセス全体を電子化し、企業における適切なガバナンス機能の発揮や企業と株主の円滑な対話の促進を図る。
13	不動産取引における重要事項説明のオンライン化 (国土交通省)	国土交通省が2017年3月に発表した「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会とりまとめ」では、賃貸取引に係るオンラインでの重要事項説明については、2017年10月目途に本格運用を開始することとされた。一方、売買取引については引き続き検討が必要である。	国土交通省は、不動産の法人間売買取引におけるITを活用した重要事項説明について、2017年8月目途以降、1年間の社会実験を行う。その際、これまでの社会実験において検証に必要となる実績が十分得られなかったことを踏まえ、法人間売買を手がける事業者の幅広い参加を促す。その上で、2018年度内に結論を得る。 また、個人を含む売買取引については、賃貸取引の本格運用の実施状況、法人間売買取引の社会実験の検討結果を踏まえて、社会実験又は本格運用を行うこととし、2018年度内に結論を得る。
14	国家資格の取得更新時におけるeラーニングの活用 (IT総合戦略室)	国家資格の取得更新時におけるeラーニングの活用は、前アクションプランで記載され、課題等の明確化を図ったものの、2017年3月時点での評価は「B」にとどまっている。	IT本部第4回規制制度改革分科会事務局報告「国家資格の取得更新時におけるeラーニングの活用」実態調査・ヒアリング結果報告(2014年5月)を踏まえ、IT総合戦略室は、同報告で指摘された本人確認等の問題について民間資格におけるeラーニングの活用事例を参考にしつつ、2017年度中を目途に、国家資格においてeラーニング活用を実証する先行事例を特定する。

※上記のほか、前アクションプラン³⁴において記載され、対処方針のとおり検討や論点整理が行われているものの、2017年3月末時点で措置済みに至っていない以下の項目については、所用の措置が講じられるまでフォローアップを行う。

- ・ 電子的な手法による労働条件の明示(厚生労働省)
- ・ 教科書の電子化(文部科学省)

³⁴ IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/dec131220-3.pdf>)